



第二次 スポーツ振興の 基本方針策定 検討委員を募集

スポーツに興味があり、これからの市のスポーツ振興に関心のある方を募集します。
応募資格 次のすべてに該当する方
▽市内在住で18歳以上
▽平日の会議(6回程度)に出席できる
※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。
募集人数 6人
任期 平成29年3月まで(予定)
報酬 1万2千円(予定日額)
申込み 4月15日(金)までに、「東京オリンピック・パラリンピックを見据えた小平市のスポーツ振興について」の公共施設あり方の大きな方向性を示した公共施設マネジメント基本方針について、市民説明会を開催します。
日程 ▽3月23日(水) 午後7時~8時 市民総合体育館第2・第3会議室
▽3月25日(金) 午前10時~11時 天神地域センター第1・第2集会所
※各回同じ内容です。
問合せ 行政経営課 ☎042(346)97506
ig.jp

公共施設マネジメント 基本方針

市民説明会

この公共施設あり方の大きな方向性を示した公共施設マネジメント基本方針について、市民説明会を開催します。
日程 ▽3月23日(水) 午後7時~8時 市民総合体育館第2・第3会議室
▽3月25日(金) 午前10時~11時 天神地域センター第1・第2集会所
※各回同じ内容です。
問合せ 行政経営課 ☎042(346)97506
ig.jp

小学校入学の児童に 医療証を送付

現在「④医療証」をお持ちで、4月に小学校へ入学する児童へ、4月から使用できる「④医療証」を3月下旬に送付します。新たな申請は必要ありません。
※「④医療証」制度には所得制限がありませんので、対象とならない方には3月下旬に通知します。
問合せ 子育て支援課 ☎042(346)9544

国民健康保険の 届け出は 14日以内に

国民健康保険(国保)に加入するとき、脱退するときなどは、変更があった日から14日以内に届け出をしてください。
加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になります。

届け出が必要なき

国保に加入する場合	国保をやめる場合
<ul style="list-style-type: none"> 小平市に転入した(前住所で国保に加入していた) 職場の健康保険をやめた ※職場の健康保険の被扶養者でなくなったときや、健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったときも届け出が必要です。 生活保護を受けなくなった 国保加入世帯に子どもが生まれた 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市から転出する 職場の健康保険などに加入した 生活保護を受けることになった 死亡した
その他	
<ul style="list-style-type: none"> 市内で住所が変わった(転居) 氏名などに変更があった 保険証をなくした(再発行) 修学のため住所を離れる方がいる(㊦) 住民票を移して施設入所をする方がいる(㊧) 外国人の方で、在留期限を変更した 国保に加入していない世帯主が死亡した 	

公共施設あり方の 大きな方向性を示した 公共施設マネジメント 基本方針

この公共施設あり方の大きな方向性を示した公共施設マネジメント基本方針について、市民説明会を開催します。
日程 ▽3月23日(水) 午後7時~8時 市民総合体育館第2・第3会議室
▽3月25日(金) 午前10時~11時 天神地域センター第1・第2集会所
※各回同じ内容です。
問合せ 行政経営課 ☎042(346)97506
ig.jp

福祉タクシー 利用券の交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、平成28年度分を交付します。
とき 3月25日(金)から
交付場所 障がい者支援課(健康福祉センター1階)

心身障がい者 福祉タクシー 利用券の交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、平成28年度分を交付します。
とき 3月25日(金)から
交付場所 障がい者支援課(健康福祉センター1階)

心身障がい者 自動車ガソリン費の 補助請求を

月500円を限度として1ヵ月につきガソリン税額相当分54円を補助します。

とき	ところ	説明会
3月29日(火) 午後2時~7時	中央公民館1階 ギャラリー	・午後4時から ・午後6時から
3月30日(水) 午前10時~午後3時	市民総合体育館1階	・午前11時から ・午後2時から
4月6日(水) 午後4時~8時	東部市民センター集会所	・午後2時から ・午後4時から
4月7日(木) 午後1時~5時		

※説明会は各回20分程度。

改正案の概要に 関する 意見

市では、平成17年4月に施行した「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の見直しを行っています。
この条例は、開発事業を行うにあたり必要な手続や公共施設の整備基準などを定め、良好な住環境の形成を進めることを目的としています。
改正案の概要への意見を4月15日(金)までに、小平市ホームページの市民意見公募手続(パブリックコメント)からお寄せください(持参、送付、ファクシミリ、電子メール)。
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9544
ig.jp

夜間納税窓口 3月25日(金)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設します。ご利用ください。
とき 3月25日(金) 午後5時~8時
ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)
※来庁の際は納税通知書をお持ちください。
※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。
問合せ 収納課 ☎042(346)95277・95228

東京都市計画審議会 第213回

とき 5月18日(水) 午後1時30分から
ところ 都庁会議室
定員 15人
※プライバシーに関わる案件などは、一部非公開あり。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
問合せ 東京都都市整備局 申込み 4月20日(水)まで(消印有効)に、往復はがきに住所、氏名、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(申込み多数の場合は抽選。1人1通)
問合せ 東京都都市整備局 課(〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1) ☎03(53388)3225

世界自閉症啓発デー 4月2日

4月2日は、国連総会において「世界自閉症啓発デー」とされています。
日本でも4月2日からの1週間を「発達障害啓発週間」とし、自閉症や発達障害について多くの方に理解してもらいます。
問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)95442、中央図書館 ☎042(345)1246

市税の納め忘れは ありませんか

平成27年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、いずれも納期限が過ぎました。
まだ納めていない方は早急に納付してください。
納期限を過ぎると延滞金が増算されるほか、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。
事情があつて納められない方は、ご相談ください。
問合せ 収納課 ☎042(346)95277・95228